

「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」 Q & A

Q 1 : 補正の対象工事は、どの工事か。

A 1 : 令和 2 年 2 月 3 日以降に公告した、土木工事標準積算基準書を適用して積算している工事で、主たる工種が屋外作業である工事です。(機械設備工事、建築工事は対象外です。)

Q 2 : 随意契約の工事も対象となるのか。

A 2 : 随意契約の工事も補正の対象となることがありますので、特記仕様書を確認してください。

Q 3 : 補正対象工事であるかどうか、判断がつかない場合はどうするのか。

A 3 : 特記仕様書を確認してください。

Q 4 : 対象工事であれば、全ての工事で補正をするのか。

A 4 : 工事受注者が補正を希望する場合に対象になります。

Q 5 : 工事受注者が補正を希望する場合に対象となるが、いつまでに申し出ればよいか。

A 5 : 定めているものではありませんが、施工計画書の提出時など現場着手前が基本になると考えます。

Q 6 : 工場製作を含む場合はどのように算定するのか。

A 6 : 工場製作を含む工事の場合は、工場製作のみを実施している期間を対象期間から除きます。工場製作実施期間中に現場で作業を行った日は対象期間に含めます。

Q 7 : 工事を一時中止した場合はどのように算定するのか

A 7 : 工事全体を一時中断している期間は、対象期間から除きます。また、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間も対象期間から除きます。

Q 8 : 対象期間の定義として、現場着手日から現場施工最終日までの期間とし、現場施工最終日が完成期限の 20 日前を超える場合は、完成期限の 20 日前までの期間とする。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間は含まないとされているが、土曜日や日曜日などの休日やゴールデンウィークなどの休工日となる日数は対象期間に含まれるのか。

A 8 : 年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中断している期間を対象期間から除くため、土曜日や日曜日などの休日やゴールデンウィークなどの休工日となる日数は対象期間に含まれます。

Q 9 : 対象期間が完成期限の 20 日前までとされている理由はなにか。

A 9 : 標準積算上の適切な工期の考え方として、後片付け工が 20 日間とされていることから、完成期限の 20 日前までを対象期間としています。

Q10 : 真夏日率の計算根拠となる観測地点はどこを基準にするのか。

A10 : 横須賀市内においては、「三浦」の観測所のデータを基本とし、市外の工事など、これにより難しい場合は監督員との協議によるものとします。
最高気温 30 度以上または暑さ指数(WBGT)25 度以上のいずれかが対象となるので、最高気温は気象庁のホームページ、暑さ指数(WBGT)は環境省のホームページを参照してください。

Q11 : 真夏日として作業を行った日数について、特定の報告様式はあるのか。

A11 : 横須賀市のホームページの財務部技術管理課のページにある様式を使用してください。

Q12 : 真夏日率の計算において、休日などの休工日で真夏日に該当する日は「対象期間中の真夏日」として日数を計上するのか。

A12 : 休工日で真夏日に該当する日は、「対象期間中の真夏日」の日数に計上しません。

Q13 : 昼作業における最高気温または暑さ指数(WBGT)の判断について、具体的な適用時間は 9:00~17:00 など施工計画書で定めた標準的な作業時間帯とするのか、それとも日毎の実作業時間帯とするのか。

A13 : 定めているものではありませんが、作業日ごとの実作業時間内最高気温で判断する必要はないものと考えています。昼間施工であれば、その日の実作業時間帯にかかわらず、日最高気温で真夏日の判定を行ってよいと考えます。ただし、これにより難しい場合は監督員と協議によるものと想定しています。

Q14 : 出来形検査のための測量作業など、工事に関係する屋外作業について、真夏日の日数として計上してよいか。

A14 : 工事に関係する屋外作業であれば、真夏日の日数として計上するものとします。

Q15 : 熱中症対策として具体的にどのような対策を実施すればよいのか。

A15 : 「建設現場における熱中症対策事例集(国土交通省)」を参考に、対策を実施してください。

Q16：熱中症対策実施報告書に対策実績の写真を添付することになっているが、熱中症対策を実施した全ての日の写真が必要なのか。

A16：熱中症対策実施報告書には、3日間分程度（最高3枚程度）の代表写真を添付してください。（※同じ対策内容の写真が3日分でもかまいません。）

Q17：現場着手当初に監督員へ補正の希望を申し出たが、結果的に熱中症対策が未実施となってしまう場合は減点などになるのか。

A17：補正が適用されないだけで、減点などはありません。

Q18：トンネル工事の場合は屋外作業の工事と判断するのか。

A18：トンネル工事は、坑内作業も含めて屋外作業として考えます。

Q19：夜間工事の場合、最高気温はどのように扱うのか。

A19：夜間作業の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上または暑さ指数(WBGT)が25度以上を対象とします。作業時間帯が日付をまたぐ場合、それぞれの日の作業時間帯の最高気温または暑さ指数(WBGT)で真夏日を判断します。両方の日付で真夏日となる場合は、両方の日が対象となります。

Q20：対象工事として補正を希望する場合、施工計画書には何を記載するのか。

A20：工事期間中の真夏日の計測方法（最高気温もしくは暑さ指数のどちらを使うか、使用する観測所など）について記載します。具体的な熱中症対策の内容は、記載していなくてもよいものとします。

Q21：施工箇所点在積算の場合は、どのような補正になるのか。

A21：施工箇所毎に現場管理費補正を行います。施工箇所毎の観測所データを整理し、施工箇所毎に計測結果を提出してください。

Q22：作業日や休工日の確認はどのように確認するのか。

A22：定めているものではありませんが、日報やKY活動記録の提示を求めるなどで確認することを考えています。具体的な確認方法については、監督員との協議によるものとします。

Q23：この試行は、どのくらいの期間行われるのか。

A23：国や神奈川県、他の自治体の状況を把握しながら検討します。